

つくば市社協障害者相談支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会が開設するつくば市社協障害者相談支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の従業員が利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、事業の実施に当たっては、次の各号に配慮して行うものとする。

- (1) 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすること。
 - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるようにすること。
 - (3) 利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立を期すること。
 - (4) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めること。
 - (5) 利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように努めること。
- 2 事業の実施に当たっては、前項に掲げるもののほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第3条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第百十六号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない障害者等の世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な障害福祉サービス等の利用調整及び相談その他必要な支援を行う機能をいう。

(2) 緊急時の受入れ及び対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の事故、不在、急病等による緊急の事態等が生じた場合における障害者等の受入及び

医療機関への連絡等必要な対応を行う機能をいう。

(3) 体験の機会及び場の提供

病院や施設、親元からの自立等に当たって、障害福祉サービス等の利用並びに一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能をいう。

(4) 専門的人材の確保及び養成

医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能をいう。

(5) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応することができる障害福祉サービス等の提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 つくば市社協障害者相談支援事業所
- (2) 所在地 つくば市台町一丁目2番地2

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 相談支援専門員 1名以上
- (3) 事務職員 1名(兼務)
事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第7条 指定特定相談支援及び指定障害児相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 基本相談支援
障害児者に係る基本的な相談
地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- (2) 計画相談
サービス利用支援(サービス利用計画の作成)

継続サービス利用支援（モニタリング等）

（利用者等から受領する費用及びその額）

第8条 事業所は、法定代理受領を行わない指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援を提供した際は、支給決定障害者等から障害者自立支援法（以下、「法」という。）第51条の17第2項の規定により算定されたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、走行距離1キロメートルあたり20円とする。その際、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から目的地までの距離に、1kmあたり20円を乗じて得た額とし、支払いを受けたときには必ず領収書を発行する。

3 事業者は、前項の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第9条 事業所は、利用者が同一の月に受けた当該指定特定相談支援及び指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。）又は高額障害福祉サービス費算定基準額（令第46条の6第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額をいう。以下同じ。）を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、つくば市全域とする。

（苦情解決）

第11条 事業者は、事業所において提供した地域相談支援に関する利用者及びその家族からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
 - (2) 虐待の防止に関する委員会の開催
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- 2 事業所は、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
 - (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための職員研修及び訓練の実施

(職場におけるハラスメントの防止)

- 第14条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 事業所は、非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業者は、利用者に対し適切な指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。
- 4 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 事業者は、利用者に対する地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第17条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、その都度協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。